

峡北地区最終処分場整備検討委員会議事録

日時：平成17年8月19日（金） 午後2時00分～4時50分

場所：北巨摩合同庁舎 1階 101会議室

出席者： 委員

葦崎市長	小野修一（会長・議長）
葦崎市委員	藤森儀文
北杜市長	白倉政司
北杜市委員	篠原眞清
北杜市委員	福田 紘
小淵沢町長	中山賢一
小淵沢町委員	茅野光一郎
小淵沢町委員	伊藤 武
峡北地域振興局企画振興部長	石川泰平
峡北地域振興局林務環境部長	前山堅二
森林環境部環境整備課課長	小林 明
山梨県環境整備事業団事務局長	石山利男

○専門家

山梨大学名誉教授	中村文雄
山梨大学教授	金子栄廣

○コンサルタント

日本工営(株)	調査員5名
---------	-------

県

森林環境部長	今村 修
森林環境部次長	秋山貴司
峡北地域振興局長	新藤 満
峡北地域振興局林務環境部次長	廣島正憲（司会）
環境整備事業団	
副理事長	花野 孝
専務理事	広瀬正文

配布資料

資料 1：概況調査結果について

資料 2：その他

< 会長あいさつ >

前回の検討委員会では、3箇所の適地候補地に浅尾の現計画地を加え、4箇所で比較検討していくことが決定されました。この決定に当たり、委員会として、4箇所の現地状況を把握する必要があるとの判断から、急遽8月9日に現地調査を実施しました。

4箇所の現地については、既にその状況を確認されている委員さんもいたようですが、コンサルタントが行った概況調査結果を基に、実際に現地の状況に触れてみると、地形の状況やその周辺の環境など、どこもそれぞれ特徴的ではありましたが、特に、処分場本体に関わることばかりでなく、それに伴う道路等の改修にも相当の労力がかかることも確認でき、大変有意義であったと感じております。

本日は、浅尾の現計画地に係る概況調査結果の報告を受けるとともに、4箇所についての比較評価についての説明を聞いた上で、ご意見や質問をお願いしたいと考えています。今後とも、明野処分場問題の解決に向け、委員の皆様の更なる協力をお願いします。

< 森林環境部長あいさつ >

8月9日に4箇所の現地調査を実施しましたが、短い時間にもかかわらず、精力的に現地状況を確認していただきありがとうございました。

7月15日に決定された3箇所の適地候補地と浅尾の現計画地の4箇所の比較検討を行うに当たり、今回の現地調査を活かす中で、委員の皆様の忌憚のない意見をいただきたい。

さて、明野処分場の取り組み状況については、8月12日に住民説明会を開催しました。更に、地元の皆様方の理解を得るために、来週22日には明野町の全戸に対して新聞折り込みによりチラシを配布し、翌日の23日には住民説明会を開催する予定であります。

県では、今後とも、その時々々の状況を地元の方々にお伝えするなど、情報開示の徹底に努めるとともに、検討委員会の皆様の意見を伺う中で処分場の問題解決に向け、誠心誠意取り組んでいきたいと考えていますので、更なるご協力をお願いします。

本日は、専門のコンサルタントにより浅尾の現計画地の概況調査結果や3箇所の候補地に現計画地を加えた4箇所の比較評価について報告した上で、これについて意見交換をお願いするとともに、現計画による処分場の安全性については前回時間切れのため説明ができなかったため、それについても今回説明いたします。よろしくをお願いします。

< 議長 >

前回の検討委員会では、浅尾の現計画地について補足的概況調査を行った上で、3箇所の適地候補地に浅尾の現計画地を加えた4箇所について、比較検討していくことで決定されました。

本日の会議は、浅尾の現計画地の概況調査の報告を受け、更に、3箇所の適地候補地に浅尾の現計画地を含めた4箇所の比較評価について説明を聞いた上で、これら4箇所の状況について、専門家を含めて意見交換等を行い理解を深めて頂く。本日はこの段階までとして、次回の検討委員会において、建設候補地について意見集約をしていきたいと考えていますので、よろしくご協力をお願いします。

それでは、議題(1)「概況調査結果について」コンサルタントから説明をお願いします。

< コンサルタント >

資料1及びパワーポイントにより、廃棄物最終処分場候補地概況調査(現計画地)について調査結果の報告。

< 議長 >

浅尾の現計画地の状況、また、4箇所の比較評価結果の報告がありましたが、ここで専門家の先生方に、概況調査結果について意見を頂いた上で、意見交換に入りたいと思います。

なお、先生方には、只今のコンサルの説明の中で不明点等がありましたら、併せてこれらについても発言をいただきたいと思っております。

< 専門家 >

現計画地において浸出水処理施設からの放流水ですが、これを湯沢川に直接放流する計画になっている。先程、湯沢川は複雑で立体交差を2箇所で行っている、1箇所は取水する形跡があるという説明だったが、湯沢川の水は、灌漑等に寄与されないで直接塩川に流入していると理解していいかということが第1点。

関連して、流量はどの位で、放流水との比率はどの位になっているのかということをお願いしたい。

< コンサルタント >

まず、1点目ですが、先程説明したのは、文献により取水がされているということと、実際にそれを現場の方で確認しています。取水口が、実際に湯沢川にあって、これが横堰への取水口だろうと考えていますが、取水されています。

それから、湯沢川の流量と放流水の比率ですが、詳細なアセスメントの報告書自体を持ってきていますので、数字は拾えますが、今、即答できない状態です。

< 専門家 >

それでは、後で結構ですが教えてください。

ついでに、候補地7, 8の場合、鰻沢は直接塩川に放流する方式を取らざるを得ない、それから候補地2の所は、正楽寺川に直接放流することです。それぞれの湯沢川、鰻沢、それから正楽寺川の流量、放流水との比率がどの位になっているかを知りたい。

< コンサルタント >

正楽寺川に関しては、河川なのでたぶんデータがあるかと思うが、今回、概況調査の中では、鰻沢と正楽寺川等の流量の調査していないので、正確な流量がわかるかどうか、調べた上で回答します。

< 専門家 >

金子先生の質問の後で結構です。

< 専門家 >

詳細な調査が終わっている現計画地と、概況調査の結果しか情報がない3つの新たな候補地を一つの土俵に乗せて比べるというのは、なかなか大変な作業だったと思う。全体を横並びで比較している中で、生態系の項目で明野の2, 7, 8について評価していないが、4つを順位付けすると現計画地はどの辺にくるのか教えてもらいたい。

< コンサルタント >

生態系については、事業の実施に対しての障害という観点では評価できないということで○×の表現を入れていない。そういう意味で受け取ってもらいたいのが、動物の成育の場所としての重要性という意味では、現計画地と明野7が比較的重要性が高く、その次に明野の2、最後に明野8というのは、完全に人工改変をしているので、自然の場としては、それほど価値が高くないという評価になると思う。

< 専門家 >

次に跡地利用性で伺いたいが、明野の7, 8, それから現計画地に関しては、近隣にレクリエーション施設があるので、複合的な跡地利用の可能性があるということに対して、明野の2の場合には周辺にそういった施設がないので、利用の可能性が難しいという記述になっている。

逆に見ると、レクリエーション施設というのは、現在、人が集まり活動する所なので、そういう所の近くに処分場を作るよりは、あまり人が行き来しないような所に作った方がいいという考え方も出来ると思うが、そういう見方をすると、明野7, 8, 現計画地が○で、明野の2が△となっているが、逆の評価になる見方もあると思うが如何でしょうか。

< コンサルタント >

人が集まる場所とかを、この跡地利用性という所で評価するわけではなく、別の評価の基準があるのではないかと思う。事業アセスメントなどを進める中で、人のふれあいの場の評価とか、交通量、大型車両の混入台数などの評価であるとか、あるいは周辺に対する騒音とか振動などの影響を与える、与えないというような評価、そういう評価が、これから計画が進んでいくと詳細に調査等を行うことになると思うが、その中で評価されていく項目だと思う。

概況調査というレベルでは、そこまでは評価はしていない。ただ、周辺に保全対象物があるかどうかということについては、周辺のレクリエーション施設がある、なしというところで記述はしている。

< 専門家 >

そうすると、跡地利用性という項目は、全体を比較する際にあまり重きを置く必要がないという考え方で良いのでしょうか。

< コンサルタント >

実際、現実的な話だと、跡地利用に何をするのか全然決まってない中で、こういう評価をすること自体に多少の無理があるとは思っている。この項目をあげた一番大きな理由としては、処分場の形状として、埋立完了後に平場をきちんと取ることが出来て、その上に何らかの上部空間の利用が出来るかどうかという観点で、この跡地利用性という項目を設けた。

< 専門家 >

もう一点、法規制の対応の部分だが、明野の2, 7, 8は△で、現計画地は○となっているが、中身を見ると現計画地は既に許可取得済みということで○になっている。もしそれがなくて、全てこれからどれを選ぶかという横並びで見た場合には、いずれも△が付くべきものではないかと思うが如何でしょうか。

< コンサルタント >

現計画地がまだ許可取得をしていない状態で横並びに評価した場合には、恐らく全部△という表現になると思う。後はここまでに掛けてきた労力というものをどう評価するかということです。というのは、○とか△とかの表現が、特に大きな問題がない、問題があるが大きな障害とならない、それから△が、解決に大きな労力は掛かるが対応可能ということ

とで評価している。こういう評価の軸を持ってきた場合、横並びに評価すると、全て許可取得済みの状態である現計画地というのは、○として評価をされるべきだという判断です。

< 専門家 >

わかりました。

< 専門家 >

先程の件は、わかったでしょうか。

< コンサルタント >

湯沢川については、平成7年度に、湯沢川の上流、朝穂堰との交差の上流で年間の調査をしている。年間の平均流量で、日当たり約1,700トンになる。それに対して、処理水の放流量は平均日当たり50トン、最大120トンを予定しているので、3%から7%位の寄与率になる。

鰻沢については、調査をしていないので現時点ではデータがありません。正楽寺川、鰻沢については、既存の流量データもないので、負荷率のデータは出ません。

< 専門家 >

正楽寺川は、湯沢川の流量に比べて視覚的にはどちらが多いか。

< コンサルタント >

目視ですが、正楽寺川の方が多いと思う。

< 専門家 >

浸出水の処理の水質は、排出基準値を満たしていれば、かなり良好になっていると思う。只今の説明で排出先もかなりの流量があるので、希釈率だけ考えても、山梨の基準値は、国の排水基準の10分の1程度と相当厳しい基準になっているので、下流部への農業あるいはその他への影響はかなり少ないと思う。

鰻沢の場合は、沢を成していないため、流量が極めて少ないと考えられるから、流すわけにはいかないの塩川へ直接持って行って放流する考えなのか確認したい。

< コンサルタント >

前回の説明の中で、下流側が涸沢になっているのは明野7の候補地のことです。明野7は、下流は沢の形状を成していて、実際に流水による浸食等も見受けられ水が流れた形跡はあるが、実際にはそれほどの流量はなく下流で鰻沢にぶつかる形になっています。その間については涸沢になっているので直接の放流はむずかしい。

鰻沢については、今説明したように、鰻沢自体の流量等がわからないので、可能性として塩川まで直接持って行かなければならない可能性があるということです。

< 専門家 >

そうですね、流量が極めて少ない。

< コンサルタント >

湯沢川に比べ、直接塩川まで持ち込まなければならない可能性が高いと推測しています。

< 専門家 >

もう1つ教えて欲しいのですが、湯沢川にしる、正楽寺川にしる下流部に村落があり、井戸がいくつかが存在し、中には飲用の目的に供している場合もある。浅尾地区では、給水区域内だが給水組合に未加入で井戸を利用している家が何軒かあるということで、若干気になる。

これは正楽寺川も鰻沢も湯沢川も下流部に部落が存在し、井戸が存在するということは共通なので、どこに作った場合でも、大事故があるかないかはともかくとして、危惧することは共通にありうるわけで、候補地2にしる、7にしる、現候補地にしる同じだと思う。

例えば、塩川に、それぞれの支線が入り下流部で合流しているが、その地下水が、浅い井戸で4, 5メートルで地下水が取れる状況にある。井戸の流行とか流速とかの測定データはないのか。いずれの場所にしても施設の維持管理をしっかりとすることは大前提だが。

< コンサルタント >

地下水の流行等に関するデータはない。平成7年に現計画地のボーリング調査等を行っているが、その当ても、今回の調査においても、下流地域の浅井戸に対する詳細な調査資料はありません。

< 議長 >

先生方ありがとうございました。それでは委員の皆さんのご意見、ご質問をお願いします。

< 委員 >

勝手に申し訳ないが、質問したいことがたくさんあるので、他の委員さんで質問があれば先にお願ひしたい。

< 議長 >

皆さん方ございますか。無いようですのでどうぞ。

< 委員 >

現計画地を含む4つの候補地の比較表が出されたが、この評価のあり方について疑問点を先に述べる。明野村の現計画地については、既に設計やボーリング調査をしていて、それらの結果がここへ活用されている。明野の2, 7, 8については、文献並びに表面的な表層の調査、それに基づく推察による結果ということなので比較する物差しが全く違う。本当に公平な評価がされたのかという問題点を残している。

各項目ごとに質問するが、法規制について、既に現計画地は許可が取得済みという評価だが、事業団に聞きたいが、許可取得済みだからOKという表現になっているが、^{あかみち}現計画地で現実には許可を取ってから2年以上経過している。例えば赤道の道路の付け替えの許可とか、色々な許可を取り直さなければならないので、地元の同意がなければ許可が取れない状況も出てくると考えている。これから浅尾の現計画地でいく時に、どういう許可を取り直さなければならないか教えてほしい。

< 議長 >

お答えをお願いします。

< 事業団事務局長 >

現在、何本かの許認可をもらっている。2年経って失効しているものとしては、一つは砂防指定地域内の行為許可、後は国有財産の施工承認、これは今までは県の許可だったが、権限委譲で今は北杜市の許可になるが、この2つについてはもう一度許可申請することになる。

< 議長 >

よろしいでしょうか。

< 委員 >

規模が縮小されるということが知事から表明されているが、そうなった場合今の部分はどうなるのか。

< 事業団事務局長 >

これは仮定の話だが、大幅な規模縮小とか、基準を超える主たる施設の変更については、一般廃棄物の最終処分場の設置許可、それから産業廃棄物の処理施設の設置許可、これらについては新規ではなくて変更許可申請ということで、もう1度取ることになると思う。

林地開発も面積が変わってくるのではないかと思う。それから、農地や赤道とかその辺も計画の見直しによっては法の手続き等が必要になってくるかもしれない。

< 議長 >

いいですか。

< 委員 >

許可済みであっても、また取り直しの作業も出てくるということになると、ここの評価の仕方も考え直さなくてはならない気がする。

それから土地利用についてだが、明野の2については北側500mに集落があるが搬入ルート等も含めて特に影響はないという表現がされている。現計画地については、計画地の2、3mの所に民家が1軒あり、そこから50m位離れた所に人家が現在4軒ほどできている。前の、適地基準を作る時に、平成6年9月の候補地決定の際の基準では、集落から400m以内はダメだという基準があったわけだが、今回は採用しないのかという質問をしたところ、確かそのときの回答は、絞り込みの中で検討するという事だった。その点について、今後どうする予定か教えてもらいたい。

< 議長 >

事務局から説明を求めます。

< 環境整備課長 >

集落との位置関係ですが、適地基準の中で話題にもなりました。これについては、各県の状況等を調べても、適地基準というのは一律に除外

する区域ということで作りますので、各県とも集落との位置関係を除外するための基準として設けている所はどこにもないという話は前回させていただいた。

その後、私共も各県の状況を色々調べたわけですが、例えば直近の集落との距離については、岩手県の場合は50m、茨城県は60m、埼玉は20m、直近の甲府市これは一般廃棄物処分場ですが25mという状況です。集落との位置関係は、ケースバイケースでその都度対応していくのが適切だと考えています。例えば、明野の現計画地の所の1軒がある、その1軒については事業団で既に対応していると思いますが、新しい5軒については、実際具体の例の中、あるいは交渉の中で検討していくのが適切だと考えています。事業団の方でその1軒について説明をお願いします。

< 事業団事務局長 >

その1軒については、既に生活環境保全上のミニアクセス時点で、騒音防止対策等を施工の時には講じることとしている。覆土置き場に接近をしているので、10mのセットバック、それから1m位の騒音防止壁などの措置をすることになっている。その後出来た所については、個々のケースで判断していくことになると思う。

< 議長 >

よろしいですか

< 委員 >

そうすると前回設けた基準は、今回基準としては設けないという理解でいいですね。後は個別に関係する所とは交渉をしていく、決定した後には交渉して解決していくという理解でよろしいか。

< 議長 >

はい、答弁を求めます。

< 環境整備課長 >

おっしゃるとおりで、適地基準として各県でこのようなことを決めているケースはないので適地基準にはしないということです。ただ集落への配慮というものは当然あるわけで、そういう対応の仕方をしていきたいと考えています。

< 委員 >

集落への配慮と言っても、既に集落を形成していると思うが如何なんですか。

< 環境整備課長 >

集落から300mというのが平成6年当時の基準としてあったと、今現在もそれを引き続き継続して適用するかどうかという話だろうと思うが、私共としては、適地基準として集落から300mなり、200mなり、そういう一律の数値基準を設けない方が、今の時点では適切ではないかということです。

< 議長 >

よろしいですか。

< 委員 >

県の考えはそういうことでしょうか、委員会として検討するというところで前の委員会で終わっているの、失礼私400と間違えましたが、300というものが前はあったので、今回は採用するの、かしないのかは是非委員会の中で決めてもらいたい。

次に、三番目の水象ですが、先程日本工営の説明の中で欠けている部分の話をするが、湯沢川については横堰という堰があり、この計画地の下流にある浅尾の下にある浅尾新田という地域のおおよそ半分の田んぼが、その横堰を利用している。そして、横堰の末流の一部は、明野に朝穂堰に次ぐ大きな堰として両村堰というのがあり、これは旧上手村、小笠原村の水田を潤すための堰ということで、両村堰という名称になっている。横堰の末流は両村堰へ現在も流れ落ちている。だから湯沢川の放流水は、両村堰に入り、明野の上手、小笠原の田んぼのほとんどが両村堰の水を利水用として活用している。そのことは理解してもらいたい。それから、鰻沢については、実は鰻沢の源流となっているのは、浅尾地区の旧の水源地です。流量としては、上流域はそんなに多くはないが、朝穂堰と平面交差する中で、朝穂堰の水が流れ込むので朝穂堰から下流はかなりの流量になっている。

それから、今回この放流水を鰻沢に流す場合に、直接塩川へという話が出たのは、私の考える所ではこの朝穂堰、この朝穂堰というのは非常に歴史のある堰で、明野村と葦崎市そして旧双葉町、そこに至る流域の田んぼを全て潤している堰でして、非常に有名な堰ですが、平面交差をしているということでここへ放流水が流れ込みます。ですから、この朝穂堰との利水の関係で調整が付かない可能性があるの、直接塩川まで水路を確保するという事でここに書かれているのではないのか。そういう意味では、湯沢川の横堰の末流が流れ込んでいる両村堰の問題も大きな問題として評価しなければならないのかと思う。

それから、概況調査結果の評価の2ページで、文化財についての評価で、明野の2、7、8は、現計画地は○となっているが、この○の理由として届出により対応可能な範囲であるという表現をもって、こういう評価になっていると思うが、現在、梅の木の遺跡は調査している。

集落については既に解っているが、集落が生活の基盤として湯沢川の水を利用していただろうという推測のもとに、今予定地の中の斜面を、水を汲みに行く道の発掘調査を行っている。実際に水路、あるいは水汲み場の遺跡が出てくると非常に価値が高いと、従来、そういうものは非常に少なく、日本全国の中でも、価値を非常に高めるということで、今、北杜市の教育委員会が発掘している。出るかも知れない、出ないかも知れない、ということ踏まえて、出た場合には大きな影響がこの計画に出てくるということなので、それら踏まえた評価をしていかないと、只、ここにあるように、届出により対応可能な範囲であるということだけで比較をしていいのかという所を疑問に感じます。

< 議長 >

はい、事務局から説明をしてください。

< 事業団専務理事 >

梅の木遺跡の関係については、今、北杜市の教育委員会で調査をしていて、私共の所有地の一部がかかっています。16年から18年まで3カ年で調査をしていて、私共の方へは昨年度の分の報告が来ており、今年度は今やっている最中なので、いずれまた報告があらうかと思う。

先程、パワーポイントで説明があったとおり、今現在、法規制に掛かっている構造地というのは、私共の所有地の一部が掛かっているという状況です。昨年、今おっしゃられた集落跡が出てきたということは事実であり、私共この3カ年の調査がこれからどう進むのかということを目していきたい。

< 議長 >

よろしいですか。

< 委員 >

発掘しての結果待ちということだからその辺を含んだ比較をしていかなければいけないのかなと思う。それから、私の承知している範囲では、広域農道から予定地に向かって見て左側の尾根にも住居跡が、調査すれば出る可能性が高いという話も聞いている。もし、この事業を明野の現在地でやることになった時には、その調査も当然せざるを得ない状況になるような話を聞いているので、申し添えておきます。

それから4ページ、(5)の地質状況についてですが、現計画地の評価には、地質条件の良い地点であると書かれています。そして、その評価欄の冒頭あるように4候補地の内、最も調査精度が高く、基礎地盤、地下水の状況が判明しているということが書かれています。既に現在地は調査がボーリングまでされており、そういう所と概況調査、表面だけの調査との矛盾点、これらへの評価へも表れている。物差しが一つではないということ的印象づける表現になっている。

前に戻り、地質状況の の地質の部分だが、現計画地については、明野2と同じで、全体が安定的なしっかりした地質であるという表現になっていると思うが、実は現計画地については、ボーリング調査の中で一部分軟弱な層が見つかっている。そして、実施計画の中では、その地層を全部取り除いて土を入れ替えるというふうに計画が変わっている。ここへ評価で書く場合には、そういう部分も表記をしないと、この表現だけだと処分場全体の地質は問題ないという一般の委員さんの受け止めになってしまう。

< 議長 >

コンサルの方から説明をお願いします。

< コンサルタント >

平成7年度に現計画地について、20何本のボーリング調査がなされている。確かにその辺りの地質断面図等を見ると、標準管入試験をして、地盤のしまり具合などを確認して、今話があった軟弱層とかの評価をしている。その中で、やはり、黒富士の火山堆積岩なので、火山が降って溜まったものが今の斜面に堆積して固結しているという状況なので、所々軟弱なというか軟質な層があるというのは、全体的な地盤が当然ばらつくので介在しているということは当然のことです。

今、比較した3箇所について、一番現計画地に近いのが、山梨県で出した広域の地質図を見ても、明野2の地点が同じような地質状況です。当然、表層からの踏査の結果なので、地下の例えば20m、30mのデータについては、不明な点があるが、以前の調査結果から見るとやはり所々悪い所は改善するという形で考えている。只、比較の上では明野2と現計画地については、同じような地質状況だと考えている。

明野7, 8についてちょっと補足するが、先程説明の中で土石流堆積物というのがありましたが、黒富士の火砕流堆積物の上にさらに、礫まじりの土砂が乗っかっているということで、これについては、実際に処分場を作ったときに不等沈下をして、構造物に危害があるのではないかとということで、評価が悪くなっている。いずれにしても、地盤というのは均質ではないので、所々そういう悪い部分を含んでいるということをご理解願いたい。

< 議長 >

よろしいですか。

< 委員 >

いずれにしても、軟弱な層を取り除いて、土を入れ替えて、実際には施工するという事は間違いありません。

< コンサルタント >

そういう部分が出てくれば良質材で置き替えて対応していくことになると思う。

< 委員 >

出てくればでなくて、設計の中ではそういうことをするというような説明をされたと思っているが、その点はどうか。

< コンサルタント >

出てくる可能性が高いので、そこは置き換えて処理をするということ。

< 委員 >

既に地層がどういう層だというのは、出ているわけだから出てくるのは間違いのないことですよね。

もう一点は、底地は入れ替えをするということは聞きました。それと、斜面も軟弱な層が多いということで、そこが一つの課題だという説明を受けていますが、その点は如何ですか。

< コンサルタント >

法面についても、現計画地は沢状の地形になっており、斜面の上に行くに従って、軟質なローム層が覆っています。

さらに、沢の下部の所では、比較的新鮮なものが出ているが、沢の上部では風化によって多少軟質化しているということがあるので、それは、斜面の勾配を緩くするなり、現計画で採用されているような切土斜面の勾配を良くするなりして対応していくことになる。他の地点についても、同じような地盤状況なので、同様な処理をしていく形になるかと思う。

< 議長 >

はい、どうぞ。

< 委員 >

次に6番の、5ページの搬入道路に関してだが、候補地によっては非常に長い距離を取らなくてはならない所もあるが、現計画地については、その部分が後の経済性の部分でも計算がされていない。現計画地の場合は、搬入道路を畑総の管理道路を使用すると聞いているが、現在はただ道らしき状況になっている、デコボコな状況になっているわけだが、これらを改めて舗装整備するその費用というのは、ここへは算入しなくてもいいのか。

< 議長 >

事業団で答弁をして下さい。

< 事業団参与 >

畑総の幹線新道より搬入ということで、今年度は未だ農務部と協議はしていないが、去年の段階では農務部の事業として進めるということになっている。既に用地買収は完了しているので、具体的に成り次第農務部と詰めていき、費用的には農務部の費用ということで協議されている。

< 議長 >

よろしいですか。

< 委員 >

6ページの(8)施工性で、の工事用道路と作業条件という所で現計画地は特になしという表現になっているが、これは、工事用道路を、距離は短いだろうが、設けないと工事が出来ないと思うが、これはどんなふうになっているのか。

< コンサルタント >

工事用搬入道路に関しては、56億5千というような金額が推定総工事費という中にありますが、その中に含まれている。

幹線道路からの進入に関しての、一般的な長さの仮設道路については、処分場を建設する際の、一般的な費用の中に含まれていて、そこまで到達する長いアクセス道路に関しては、特異な工事ということで別出して評価している。

< 議長 >

よろしいですか。

< 委員 >

いずれにしても工事用の道路は設置しなくてはならない訳だから、特になしということではなく、そういう中身という理解でいいですね。

地元の心配する皆さんが懸念しているのは、処分場が水源の上流域にあるから、安全性に関しての部分だと思うが、遮水シートが、有害物質、ある物質に関してはシートが破れなくても透過するということが裁判でも認められている。裁判所も捨てられた有害物がいつ無害化するかは解

らないと、しかし、遮水工は、県が主張したのは50年位は大丈夫だろうと、そうすると地元の人達にとってみれば、50年経過した以降、無害化するのがいつか解らない状況の中で、有害な物が地下水を汚染して水源を汚染するのではないかということ非常に恐れている。

それらのことを踏まえた中で、この比較もして行かなくてはいけないんじゃないかなと、問題があるから対応すればいい、もちろん今の科学技術とすれば、先程の土の問題じゃないけど入れ替えをすとか、日本一の安全対策をしている、考えようによれば、日本一の安全対策をしないと安全のレベルが維持できないということになるのかなという考えを持つ方もいるかも知れない。対応するからそれでいいのではなくして、対応しようとするとお金がかかるとか、費用対効果を考えなくてはならない。出来るだけ費用がかからずしかも安全が確保できる、安全性の高い場所を選んでいくこと、そのことも評価して行かなくてはならないと思う。冒頭に私が一番疑問に思った評価の物差しが違う比較で良いのかということについて、県の考えを教えてください。

< 議長 >

事務局から答弁を願います。

< 環境整備課長 >

評価の物差しが違う。当然、浅尾の現計画地は、詳しい調査をしているから解っている事実があるわけで、それを反映している部分はあるが、篠原委員が言っているような物差しがまるっきり違うとか、そういう事態にはなっていないと思います。

平成6年度の概況調査を元に、それを現時点に修正しているというのが基本なので、そこの所はいいのかと言われる程、違っているとは県では思っていないので、その辺はご理解を頂きたい。

< 議長 >

はい、どうぞ。

< 委員 >

そうすると地質の評価の所で、4ページですが、4候補地のうち最も調査精度が高く、基礎地盤、地下水の状況が判明しているという部分は、他の3候補地との比較の中ではどう考えればいいのか。

< コンサルタント >

その件については、調査を担当した当社の方から説明をいたしますが、これは、実際にそこに書いてあるとおりの事実として報告をしているというのが一つです。

実際に、そういう調査を詳細にしているのだから、そういう精度のものですよという事実を記載している。それによって、評価が何か違ってくるのかと言われると、その中に記載してある評価については違っていないし、大きな精度の違い、要するに2, 7, 8の地質の状況等が、非常に曖昧なもので、現計画地と比べものにならないという形での取りまとめはしていない。

実際に、2, 7, 8地質の状況に関しても、今までの文献、資料等の中には、現計画地の地質調査の報告書も当然入っていて、そのあたりの

既存の文献から 2, 7, 8 も表層を見て、表層から下を推測したのではなく、今までの膨大な資料の中から、表層を見ながらその下というのを推測して、こういう評価をしているというふうにご理解を頂ければよろしいのかと思う。

< 議長 >

よろしいですか。

< 委員 >

それだったら一般の人が見て説明にならない。表面だけを踏査しての調査と、ボーリングをして全域を調べ、地質の全体を掌握している。そのデータが同じ基準だなんてどうして考えられるのか。現計画地で表現してあるように他の明野 2, 7, 8 についても、精度が高く、基礎地盤、地下水の状況が判明していると同じように表記されるのであれば公平な評価だと思うが、表面の調査しかしてないことと、片方はボーリングの調査している、そのことは比較にならない事実じゃないか。

< コンサルタント >

実際に、ボーリング等を実施致した場所において、例えば表層から 7 m とか、8 m とかそういう所に NG 50 という構造物の基礎に出来るような強固な地盤がこの地点にあるというような評価はボーリングの調査から言えるだろうと、そういう詳細なレベルでしないと今度は設計が出来ないと思う。実際にそういうレベルで現計画地はしている。2, 7, 8 に関しては、表層から何 m という所に強固な所がある、あるいは表層から何 m の所に地下水があるというような評価をするようなレベルの調査をしていない、2, 7, 8 と現計画地とを候補地の概況調査というレベルで比較するときには、そこまでの精度のものは必要ないだろうと考えている。実際に現計画地の方も、概況調査のレベルであれば横並びに評価できるようなレベルで表現をしているつもりだ

< 議長 >

よろしいですか。はいどうぞ。

< 委員 >

前にも言ったが、現計画地にも平成 6 年に概況調査をしているが、なぜ平成 6 年の概況調査で比較をしないのか。素朴な疑問だが、そうすれば同じ物差しで比較をするから納得できる。日本工営がどう説明しても、片方は設計するために、ボーリング調査で地質の調査をしている。そういう詳細なデータを片方はつかんでる。そのデータと表面的な概況調査のデータを並べて、比較して場所を選ぶのは私は理解できない。一般の人達が受け止めるときに、適正な評価をしたというふうには受け止められない可能性が非常に高いと、それを心配するから言っている。その点だけ一点お答え頂いてその質問は終わりにします。

< コンサルタント >

平成 6 年度のデータを使わなかったというより、最新のデータを使って評価していくことが妥当だと考えて、今のような評価をしている。実際に平成 6 年度のデータで、戻してやりますと、今の設計とかと整合が

取れない部分が出てくると思う。実際の掘削量であるとか、環境の評価とか、そういう物に対して整合の取れない部分等も若干出てくるのではないかとも思うし、最新のデータを使って横並びに評価することが今回の要望に応えることだと思いこのような方法を取っている。

< 委員 >

専門の立場から縷々細かく説明いただいたが、残念ながら、私のレベルの知識では理解が出来ない。同じ基準になっていない、物差しになっていないとしか思えない。私の質問をおわります。

< 議長 >

ありがとうございます。ほかに委員さん方の中で質問がございますか。

< 委員 >

私もこの検討委員のメンバーになってから歴史が浅いわけですが、今の議論はもう5年、10年議論してきたと思う。コンサルを入れたり、専門家の意見も聞いたりして色々議論してきたと思うわけですが、もう一回この峡北地区最終処分場整備検討委員会の目的、原点を考えた時には、やはり何とか県の最終処分場を峡北地区へ作らなければならないという使命を私達は担っていると思う。

10月28日の検討委員会の結論を再度繰り返すつもりもないが、そういうような当検討委員会の最終決議になっているはずです。私達はどういう処分場を作るのか、どこへ作ったらいいのか、あるいは本質的に安全な物をどうやって作ったらいいのか、こういう議論を積み重ねてきて今日を迎えていると思う。

それには、住民説明をする責任もある、色々な意味で開示の責任、透明性も必要だということで、何回となく議論を積み重ねてきている。例えば中村先生が指摘したような、国の基準の10倍というか、10分の1安全な水を流すと言いながらも、下流が心配ならばそれをどうクリアーするのかとか、こういう議論を積み重ねていかないと相変わらず5年、10年の議論になるような気がする。

篠原委員の指摘する所も、時に変な意味でなくて解る所もある。それをどうやって検討委員会としてクリアーしていくかという議論をしていかないと5年、10年同じ議論になるような気がする。そういう意味からすれば、この整備検討委員会としてもどういう処分場を、どういう場所に、どういう安全性を担保しながら作ったらいいのかという議論を重ねていかなければならないと思う。費用対効果の議論は、私共の域ではない、安全な物を作ってもらおうという議論の方が私は正しいと思う。以上参考にして下さい。

< 議長 >

はい、ありがとうございました。

< 委員 >

私が言っているのは、この検討委員会の使命が何かということです。検討委員会の所掌事項の中の第1項で明確に唱っている。処分場候補地を選ぶ地域の住民同意を得ること、そして候補地を選定すること、住民同意が先に唱われている、その仕事を私達は担っている。造る造らない

以前に一番大事なものは、地域の皆さんに理解してもらわなければ、この委員会でいくら決めても出来ない。だから、そのことを踏まえて、この検討委員会はしっかりと明野の皆さんの理解が得られる。ああ、ここまでやってくれたんだと、先生方を交えて、貴重な時間を頂いて、問題点を洗いざらい出して、検討した中でこういう形で決まりましたよということをもって、明野の町民の皆さんの理解を得ていくしか方法がないと私は思うから言っている。

5年、10年云々じゃない。それは、やり方が悪かったからそういう問題が出てきて長引いただけのことだから、住民の理解が得られなかっただけだから、住民の皆さんの理解が得られるようにしていくことによってこの問題を解決するしかない。その点だけはしっかり承知をしながら、私達は委員会の中で議論していかないといけない。

< 議長 >

はい、どうぞ。

< 委員 >

そういう議論を経ているから、検討委員会を何回となく重ねているし、住民説明会も何回となく重ね、これからもやろうとしている。こういう資料も住民に全て開示、透明にしながら、そういう意味の住民説明であり、住民の理解も得ようとしている。住民説明、住民理解なくしてどんどん進めることが検討委員会の責任だなどと言ってるつもりはないのでご理解ください。

< 議長 >

他に質問等がございますか。

< 委員 >

4ページの中の地形の関係に2、7、8番ともに、谷の幅が100mという書き方がしてあるが、この谷の幅というのはどこを言ってるのか。平成6年に旧明野村で小笠原の候補地を出した時に、モデルとしての適地ではないという理由の一つに、開口部が幅広いということが根拠の一つになっていたと思う。

今回の場合に、2、7、8、現計画地とも、そういうことは関係ないのかお聞きしたい。

< 議長 >

これについてコンサルの方で。

< コンサルタント >

この地形の谷幅ですが、現地で歩いた状況と地形図で比較している。適地の選定基準にはそれについては考えていない。

< 議長 >

他に質問がありますか。

< 委員 >

4つの候補地の集水域、要するに集まって来た水がこの処分場へ流れ

込むその面積ですが、2番、7番、8番について教えてください。

<議長>

コンサルの方から答弁をして下さい。

<コンサルタント>

前回、提出している3候補地の概況調査報告書の、5の39ページ、これが明野7の流入域の面積で160ヘクタールになっている。5の62ページに明野8の流入域の面積があり11.2ヘクタール。5の17ページに明野2の流域図、流入域の面積があり9.4ヘクタールになる。

<議長>

よろしいですか。はい、どうぞ。

<委員>

一つ意見と、一つ質問をします。先ほど篠原委員から土地利用の所で、5mとか10mとか集落との距離の基準の話が出ていた。私はこれは重要だと思っているが、地形がどうなのか、高くなっているのか、低くなっているのか、あるいは地質がどうなのかとか、色々な事例によって相当に違ってくると思う。他県でもやはり距離で一律に決められない理由がそこにあるのではないかと思う。私は、この基準を先程は事例で300mと聞いたが、この委員会で300mの基準で良いというようなことは決められないと思う。というのが一つ意見です。

それから、県の方に質問をしたいが、県では、これだけの資料を作ったり、議論をして、山梨県で初めての処分場を造るために本当に真剣にやってきていると思う。後5年経つと、あるいは5年経たなくても、山梨県の処分場は、他県へ頼むわけにいかない状況になっておりますから、並行して他の所が進んでいくと思う。明野の処分場以外の所でも、こういう評価をして同じような条件でこれから進めるのか。その辺の考え方をお聞きしたい。

なぜ、そんなことを聞くかということ、私共は、やはり他県とか他所とか、そういう客観的な考え方も聞きたいからです。

<議長>

事務局から説明を求めます。

<環境整備課長>

産業廃棄物の最終処分場がないのは、全国で我が県だけです。全国で管理型の処分場は約1千あり、各都道府県では当然、複数の処分場を持っているが、本県には残念ながら、民間も、公営も含めてゼロということで、我々一生懸命取り組んでいるという状況です。

第2、第3、あるいは民間と、出てくるのが当然のこととっていますが、公的関与の場合には、基本的には同様の適地基準で適地を探して、それから同様の安全性を保つ中で、それは地域との協議等ありますので多少の差は出てくると思いますが、基本的には同じようなやり方を考えています。

<議長>

よろしゅうございますか。

< 委員 >

先程、篠原委員から、この検討委員会の使命というものが地域の同意を取ることという話があった。私も昔行政にいて、その時にこの処分場の関係が始まったわけだが、朝神集落8地区の関係では、リスクがあるけれども活性化するには条件を付けた中で同意、容認をしたことから始まっていると考えている。だから既に、私は同意については基本的なものは得ている、その中で、安全でなければだめだという意見が出た。

行政としては、村としては、そのために安全対策委員会を、反対の皆さんにも、専門の先生方にも入ってもらう中で、どうすれば安全な物が造れるのか、各地区から出た意見を満たせるのかということを実際に半年間掛けて検討した。その安全対策委員会では、3つの条件を付けた中で、少人数の中にはまだ心配もあったが、多数の意見としてはそれで良いということで結論が出て出発していると思う。ですから、原点の始まりの中では同意は得ている。今盛んに県の皆さんが集落の説明をしているが、私は行政にいた中で、基本的な問題としては同意は得たうえで出発している、原点はそうだと思う。

< 議長 >

はい、ありがとうございました。

< 委員 >

今の発言は、元の明野の助役さんですから、当然その時の状況というものを踏まえての話だと思うが、私は違う観点で言わせてもらう。同意が得られていて何故11年も出来ないのか、そこが明野における処分場問題の大きなポイントではないかと思う。それで改めて地域の皆さんの理解を得るような解決方法ということで今検討委員会が取り組んでいる。

同意が得られているという事だけを持ってこの事業が進むのであれば、とっくにこれは成立していると思う。そのことが今問われているのだから、そのことをしっかりと踏まえながら私はやっていかなくてはならないと思う。

< 議長 >

経過として、貴重な意見を承ったという事だろうと思う。他に無いようですので、以上で議題(1)は終了します。

なお、先程、茅野委員から発言がありました距離等については、やはりケースバイケースということが最も大事だろうと思う。5mにするのか、200mにするのか、600mにするのか、ということになると、やはりケースバイケースの状況判断の中で、県当局にも十分に検討してもらいたいをお願いします。

なお、次回の検討委員会では、これらの検討を踏まえる中で、検討委員会として4箇所から建設候補地についての意見集約をして参りたいと思う。その進め方については、本日の説明等も、あるいは委員さん等の意見等も十分に参考にして、各委員一人一人から4箇所の中で候補地としてどこが良いかということで意見集約を図り、その上で決定していきたいと考えていますが、如何でしょうか。よろしいでしょうか。

< 委員 >

異議なしの声

< 議長 >

はい、それでは、そのような形で本日は内容説明を伺うということで終わらせていただきます。

それから、私があまり発言しても如何かと思うが、北杜市議会の皆さん方は既に先進地の視察をされたと聞いていますが、実は私も先般、同じエコパーク出雲崎という最新鋭の処分場を見学してきました。ここは、医療廃棄物等も受け入れるということで、我々の処分場とは、本質的に違うわけですが、是非委員さん方にもこれらを参考にいただければと思います。

また先ほど、篠原委員から流域の問題、流入域の問題がありましたが、確かこの前の現地調査の時にもそんな発言がありましたから、私共ここにいる議長と藤森委員でおじゃまして、その問題について聞きました。流域が広くても、その水が全てそこへ入るような装置では、余分な水の処理までしなければならないので、両方へ水の流れを設けて、上から来るものは一切その中へ入れないとのことで、雨だけの水を処理するのであればコストがかかりすぎるので、そんなことはできない。従って、流域が広くても、小さくても、大きくても他所の水は中へ引き込まないという装置で、現地もそのようになっていました。

それでは、次回には、皆さん方一人一人から意見をいただけるようにお願いします。

次に、議題の2その他になりますが、事務局から何かありますか。

< 環境整備課長 >

議題の2ですが、資料の2をご覧くださいきたいたい。

前回資料としては提出しましたが、時間がなく説明できませんでしたので、今回資料の説明をさせていただきます。

{ 資料 2 (8 p ~ 11 p) に沿って説明。 }

< 議長 >

はい、どうぞ。

< 委員 >

今日この会議に参加するに当たり、北杜市議会の総意として3点申し入れをするように言われてきている。

既に、実施するという発表もあったわけですが、まず1点目は、今回の調査結果を明野の全戸へ配布して欲しい、これは、先程実施するという話がありました。

2点目は、その配付した資料に基づいて、明野の町民全体の意見を聞く説明会を開いて欲しい。

そして、3点目は申し合わせではないが、意見として出たのは、この検討委員会も明野の町民との話し合いを行うべきではないかということです。よろしく検討をお願いします。

それから、私委員としての個人の意見が2つあります。この会議に臨むに当たって、前の検討委員会でどういう議論がされたかを議事録を見て、責任ある発言をしたいと思っているが、5月25日と7月15日の

議事録が手元に届いていない。従前だと、2週間位で届いていたが、何で届かないのかを教えてください。

それから、前回お願いしましたが、金子先生、中村先生、お二人の専門家の先生に出席いただいて意見を伺っているが、地質の専門家の件と、国立環境研究所井上先生、あるいは、山田先生の出席をお願いしたい。併せて見解を頂きたいと思います。

<議長>

はい、県から答弁を願います。

<環境整備課長>

チラシの件については、22日に新聞折り込みで全戸へ配布いたします。それから、住民全員の意見を聞くという説明会については、私共地区毎に、35地区ありますから35回というわけにはいきませんが、いくつかの区を一緒ということになりますが、もう少し小規模な単位で地区毎に住民一人一人と意見交換出来るような説明会を開催したいと考えています。

次に、検討委員会の委員さんも明野の説明会にという意見ですが、私共としては、そこまで検討委員会の委員さんに負担をお掛けするのは忍びないと考えております。

また、5月、7月の議事録が届いていないということで、これは誠に申し訳ありません、私共の作業が遅れているということで、それは早速対応させていただきます。

それから、国立環境研の山田先生については、篠原委員から以前にも要望をいただきました。まず、中村先生と金子先生と山田先生ということで、これは適地基準に専門家の目を入れる、また、適地調査全般にも専門家の目を入れるという意味で、お三方にお願いしました。そうしたところ、第1回の時に山田先生は、欧州へ学会で出掛けているということで、その上司の井上室長さんにコメントを頂いたという対応をさせて頂いております。

そうした中、その後も引き続き中村先生、金子先生には大変ご無理を言ってお忙しい中を委員会にお付き合いを頂いている状態です。しかし国立環境研というのは、実は茨城県の筑波にありまして、山田先生はそのこの研究員という資格ですが、何分遠方でもあり、職員でもあるという状況なので、山田先生にはその後のこともお付き合いを頂くということが、私共言いつらかったものですから、ご出席は金子先生と中村先生にお願いしています。お二方の先生にも大変ご無理を言って出席いただいておりますので、何卒ご理解いただきたい。

また、山田先生の専門は環境工学で、その点は金子先生が専門ですので是非ご理解をいただきたい。

<議長>

本日は、中村先生、金子先生はじめ、委員の皆さんには長時間に渡り慎重審議をしていただきありがとうございます。以上で会議を閉じるわけですが、本日の決定事項については、次回の検討委員会で、まず各委員一人一人から4箇所の中でどの候補地が良いか意見を述べて頂き、その上で検討委員会として建設候補地について決定していくということをお願いいたします。ご協力ありがとうございました。